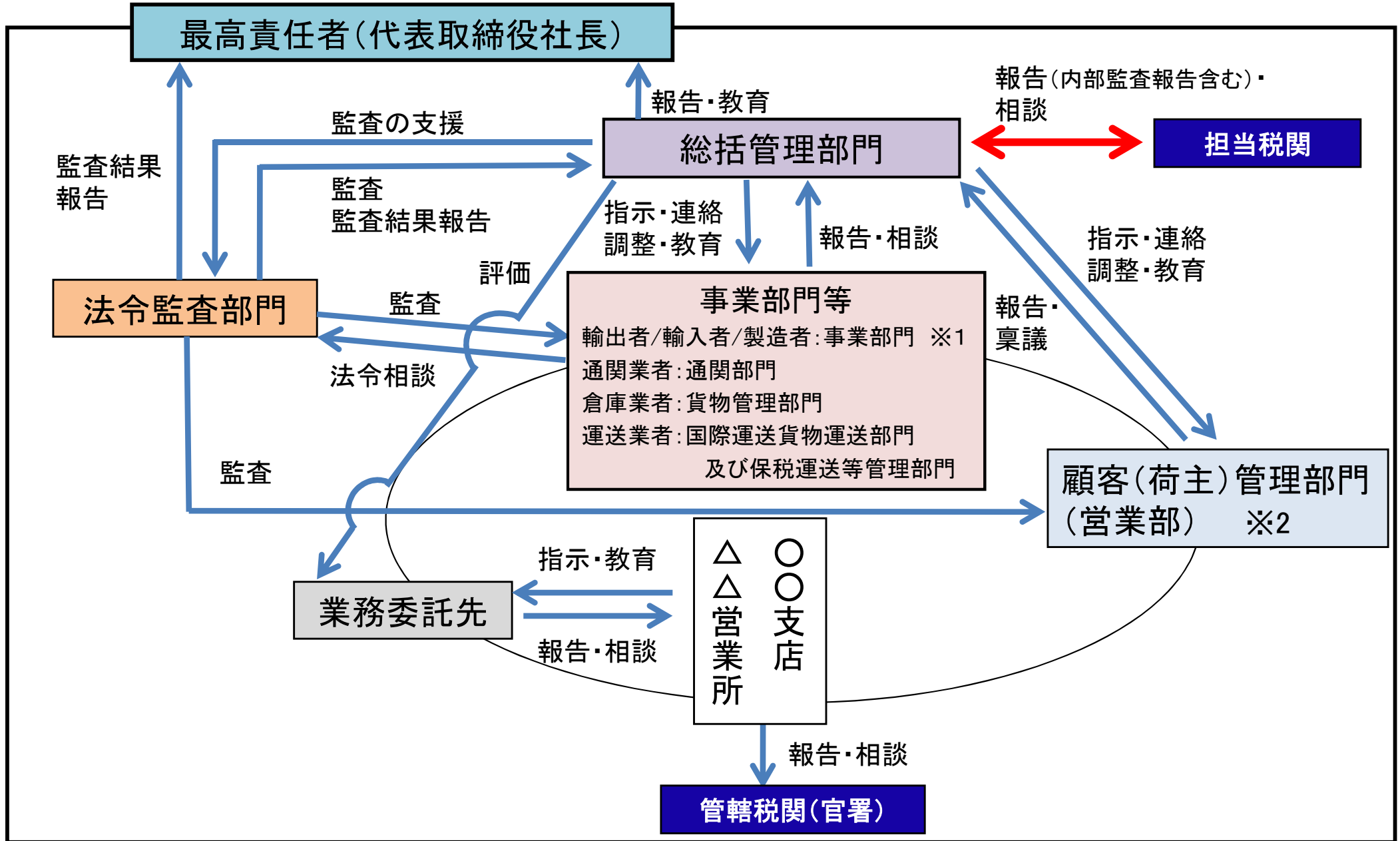


法令遵守規則を適正に履行する社内体制の例



(注) この社内体制の例は参考例ですので、全ての事業態、事業者には当てはまるものではありません。必要に応じて適宜読み替えて体制整備をご検討ください。また、必要な事項が記載されたものであれば、形式等は問いません。具体的な内容につきましては各税関のAEO担当部門までお問合せください。

※1 事業部門には、必要に応じて事務管理部門を含むものとします。

※2 顧客(荷主)管理部門(営業部)の設置は、特定輸出者及び特例輸入者には求めておりません。